

## 神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山名宗悟

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 為信地区 当初（平成30年9月）

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年9月25日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	0組織

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいない

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

現在、担い手がない状況であるので、農地中間管理機構への貸付は、担い手が見つければ利用する。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

##### 【農地の利用】

この地域については、水稲作がもっとも適している生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稲作を推奨する。ほ場整備未整備地については、梅、山椒等を栽培する。この地域はJR播但線沿線でもあることから、条件不利農地（未ほ場整備地等）に景観作物（コスモス、れんげ）等を栽培し、JR長谷駅の利用促進を行う。

##### 【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付

け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている。当地区での担い手は、育成していくにも困難な地区であり、他の集落の営農組合等と連携し、農地を保全する。また、農業経営に意欲のある都市部からの移住の希望等がある場合、農地の貸付等に協力をする。

#### 【農地の出し手】）

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

#### 【農地の管理】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

#### 【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金